

徳島県規則第十号

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則

第一条中「徳島県用度事業特別会計」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計」に改める。

様式第一号の二中「、次の」を「、次の」に、「徳島県用度事業特別会計」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。